

厚労省、年金運用実績公表へ GPIFへの疑念払拭狙う

朝日新聞 2016年3月8日

公的年金を運用する「年金積立金管理運用独立行政法人」(GPIF)について、厚生労働省は、株式の個別銘柄など投資先の情報を一定期間後に公表する方針を決めた。今は市場への影響を理由に公開していないが、透明性を高めてGPIFによる投資方針が政治に影響されているという疑念を拭う狙いだ。今国会に提出する年金制度改革法案に盛り込む。

法案では、運用実績や省令で定める事項を記載した書類を作成し、一定期間後の公表を義務づける。公表内容や時期、方法は社会保障審議会(厚労相の諮問機関)の部会での議論を踏まえて決め、2017年中にも省令を改正する。

ログイン前の続き現段階では、個別の株式・債券の保有数や時価総額、運用方針を決める経営委員会の議事録の公開などを想定。議事録は10年後の公開を検討している。

検討されていたGPIFによる株式への直接投資解禁は、労使の反発で今回の法案の施行から3年後に議論が再開されることになった。塩崎恭久厚労相は8日の記者会見で「関係がある話ではない」と述べ、直接投資の解禁を見据えた改正ではないと強調した。

政府、年金運用情報を開示へ…懸念払拭の狙い

読売新聞 2016年03月08日

政府は、年金積立金を運用する「年金積立金管理運用独立行政法人」(GPIF)が保有する株式や債券の銘柄などの情報を、一定期間後に開示する方針を決めた。運用は信託銀行などに委託しているが、情報公開には恣意的な運用への懸念などを払拭する狙いがある。政府は今国会に関連法の改正案を提出し、2017年中にも開示する内容を詳細に定めた厚生労働省令の改正を行う考えだ。

政府は、GPIF法改正案に「GPIFは厚生労働省令で定める事項を記載した書類を作成し、公表しなければならない」との規定を新設する方針だ。今国会には同法改正案を含めた関連法改正案を一括して提出する予定だ。

関連法改正案が成立すれば、厚生労働省令に、GPIFに個別の株式・債券の売買や時価総額などの情報公開を義務づける記述を追加。GPIFの運用方針を決める経営委員会の議事録も公開の対象とする方向だ。公開する内容や時期、具体的な公開方法については、厚生労働相の諮問機関「社会保障審議会」の年金部会での議論を踏まえて最終決定する。

GPIFの投資先、厚労相「保有株式を開示」

日本経済新聞 2016/3/8

塩崎恭久厚生労働相は8日の閣議後の記者会見で、公的年金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の投資先について「個別銘柄を含めて一定期間後に開示す

る方向性を議論してきた」と述べ、保有株式を公開する考えを示した。今国会に提出する公的年金改革法案に盛り込む。年金運用の透明性を高める狙いだ。

GPIFは約140兆円の公的年金を扱う。資産構成の目安は国内株式が25%、海外株式が25%で、国内外の債券が残り50%を占める。

高齢者の25%が貧困状態 年収160万円以下、5年で160万人増

東京新聞 2016年3月4日

高齢者がいる世帯の貧困状況			
世帯の種別	貧困層の割合 (%)	世帯数 (万世帯)	高齢者数 (万人)
男の単独世帯	37.7	72.0	72.0
女の単独世帯	56.0	226.7	226.7
夫婦のみ世帯	21.5	155.6	311.1
单身+未婚子の世帯	29.9	52.8	52.8
夫婦+未婚子の世帯	16.4	48.9	97.9
三世代世帯	10.3	32.2	48.3
その他の世帯	22.5	56.5	84.7
計	27.4	644.7	893.5

※2014年国民生活基礎調査のデータから、立命館大・唐鎌教授が試算

生活保護費の受給水準以下で暮らす高齢者が最近5年間で約160万人増えたとみられることが、立命館大産業社会学部の唐鎌（からかま）直義教授（社会福祉学）の調査で分かった。公的年金の支給額引き下げなどが負担となり、生活に困窮する高齢者が増加した実態を示している。

唐鎌教授は、厚生労働省が子どもの貧困率などの算出に使う「国民生活基礎調査」の最新データ（二〇一四年調査分）を分析。国の生活保護基準を参考に住居費などを計算し、最低限の生活に必要な年収を一人当たり百六十万円（月約十三万三千円）に設定した上で、この額に満たない高齢者世帯を貧困状態とみなして人口を試算した。

その結果、高齢者全体の四分の一を占める八百九十三万五千人が該当し、〇九年の調査データで試算した七百三十五万四千人を百五十八万一千人上回った。

独り暮らし世帯に限ると男性が二十九万一千人、女性は三十九万一千人増加。単身の高齢者と結婚していない子どもが同居している世帯では、十三万五千人増えていた。

家族のうち高齢者が一人でもいる世帯で年収が設定額を下回ったのは、全体の27.4%に当たる六百四十四万七千世帯。独り暮らしの世帯で下回ったのは、男性が七十二万世帯

(37・7%)、女性は二百二十六万七千世帯(56・0%)に上った。

厚労省は国全体の相対的貧困率や子どもの貧困率を三年ごとに公表しているが、高齢者については「収入が少なくても貯金などがあるケースがあり、実態と合わない可能性がある」(統計情報部世帯統計室)として算定していない。

相対的貧困率は手取り収入を高い人から順に並べ、真ん中の人の所得額の半額(貧困線)未満で暮らす人の割合を示す。厚労省が一二年調査で設定した貧困線は百二十二万円で、国全体の貧困率は16・1%だった。

唐鎌教授は試算結果について「高齢者人口が増えた分、貧困に陥る人数も猛烈に増えている。(一三年からの)年金支給額の引き下げや消費税増税も影響し、生活はさらに厳しくなっている」と指摘した。詳しい結果は十二日発売の専門誌「地域ケアリング」(北隆館刊)に掲載される。

◆生活保護受給も増加 年金減が直撃

生活に困窮した人を最後に支える生活保護を受ける高齢者も増えている。

厚生労働省によると、生活保護を受けている家庭は二〇一五年十二月時点で、百六十三万四千八百八十五世帯となり二カ月ぶりに過去最多を更新した。約半数を占める高齢者世帯が増えているからだ。五年前の一〇年十二月時点より約二十万世帯増えた。特に高齢のため働けず収入のない独り暮らしのお年寄りが増えている。

日本弁護士連合会は、生活に困窮しているのに、制度が利用しづらいため、生活保護を受けていない人が多いとして、安心して利用できる制度への改善を求めている。

そもそも高齢者の生活を支える公的年金の支給額が引き下げられている。保険料を四十年間払って受け取れる国民年金は一五年度、満額で月六万五千八円。四十年に満たない人は少なくなく、実際の平均受給額は一四年度で月五万四千四百九十七円と約一万円低い。

さらに給付額を物価・賃金より低く抑える仕組み「マクロ経済スライド」が初めて一五年度に実施された。政府は年金支給の抑制を強めている。(鈴木穰)

<知らなくていいの? 税の仕組み> 社会保険料にも不公平感 国民年金「定額制見直しを」

東京新聞 2016年3月3日

人物	給与 月額	税		社会保険料				残りの 金額
		所得税	住民税	年金	健保	介護	雇用	
Aさん	72万	4万1294	7万2000	6万7795	2万4156	5742	3582	50万5431
Bさん	15万	3276	7070	1万5590	1万973	2418	未加入	11万673

「税制を見直して格差是正につなげよう」と呼びかけている学者や税理士らが、「公的年金や健康保険などの社会保障の仕組みも合わせて見直すべきだ」と提言している。収入が多い人と、ワーキングプアともいわれる低収入の労働者の税・社会保険料の負担額の実例から、こうした意見について考えてみた。(白井康彦)

中部地方の有名企業に二年前まで勤めていた五十代男性のAさんは現在、関連会社に勤務する。「給料がほぼ半減した」とぼやくが、生活に困っている様子はない。二年前の給与明細などを見せてもらうと、年収は約千四百万円。典型的な高給取りだ。

一方、「いつもぎりぎりの生活」と訴えるのはBさん。中部地方の四十代派遣社員男性で、一人暮らしだ。厚生年金や雇用保険などには、勤務先との雇用契約の関係で入っておらず、国民年金や国民健康保険（国保）などの保険料は自分で手続きして納めている。「仕事が減ってきた感じもある」というので、これまでよりやや少ない給与月額十五万円（所得税額含む）として、税や社会保険料の月額を計算し、Aさんと比べてみた＝図。

Bさんの項目をみると、国民年金や国保がともに一万円を超えている。アパート代は約三万四千元。給与から税、社会保険料、アパート代を差し引いた残りの生活費は八万円を下回る。

Bさんの国民年金、国保の保険料の額はともに、Aさんの厚生年金や健保を大きく下回る。しかし、税や社会保険料の種類ごとにBさんの納付額がAさんの何%に当たるかをみると、所得税が8%なのに対して年金は23%で健保が45%。年金や健保の負担感が強い。

学者や税理士らが昨年二月に設立した民間税制調査会は、昨年十二月に独自の税制改革大綱を公表。その策定作業で、問題点としてしばしば指摘されたのが国民年金保険料の定額制だ。会員のAさんは厚生年金と国民年金に加入しているので、図のように年金の納付額は異なるが「国民年金加入者は、ワーキングプアでも有名プロ野球選手でも、月額一万五千五百九十円で同額。これはおかしい」というのが、民間税調のメンバーの共通認識だ。

国民健康保険料も定額部分の比率が比較的高い。大綱では、社会保障制度の第一の問題として、低収入なほど社会保険料の負担感が強まることを指摘した。

公的年金については「高額所得者の厚生年金保険料を上げては」「高額所得者の年金を減らしては」といった意見もある。厚生年金保険料は、定額制ではなく定率制。「給与月額○○～△△円は標準報酬月額（保険料を算定する基礎となる金額の一つ）○△円」という形で設定し、標準報酬月額に保険料率を掛けて保険料を計算する。なので、収入が多いほど多く保険料を納める。ただ、現行制度では標準報酬月額の上限が六十二万円のため、給与が六十五万円の人と二百万円の人保険料は同額だ。

二〇一二年に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」では、標準報酬月額の見直しが検討事項とされたが、いまだ実現していない。高額所得者の老齢基礎年金額を減らす措置も、年金機能強化法案に盛り込まれたが、国会審議の過程で関連条文が削除され、先送りされた。

有識者たちは「国民が税や社会保障に無関心だと、政治は動かない」と口をそろえる。消費税だけでなく、税や社会保障の仕組みにも関心を持つことが、国民に今、求められている。

<考えよう徘徊>(上) 原因と特徴 無目的でなく 行動に型

2016年3月2日

徘徊が起きやすい2種類の認知症		
	アルツハイマー病	前頭側頭型
徘徊の原因	新しい記憶が失われ、「昔の自分」に戻る 今の居場所に対する居心地悪さ	欲望を抑えられなくなるため
徘徊の特徴	すでに存在しない生家や退職した勤務先などへ行こうとする	気の向くまま好きな場所へ向かう 時間帯やコース、目的地が固定化
対応	今の居場所を居心地良く感じさせる 例 人となりを知って、コミュニケーションを深めて、介護する人が気安い存在となる	徘徊パターンを把握し、危険な目に遭わないようにしたり、他人に迷惑を掛けたりしないよう注意する

※加藤センター長への取材をもとに作成

認知症の人が列車にはねられた事故をめぐる一日の最高裁判決は、場合によっては介護する家族が賠償責任を負うことがあるとの判断も示している。徘徊（はいかい）する人に、家族や地域はどう対処したらよいのだろうか。

「アルツハイマー病で徘徊するお年寄りには、記憶に残るかつての自分に戻り、関係する場所へ行こうとすることが多い」。高齢者心理に詳しい認知症介護研究・研修仙台センター（仙台市）の加藤伸司センター長は強調する。

すでに退職しているのに、それを忘れて以前の勤務先へ向かったり、とっくに取り壊した生家へ帰ろうとしたりするほか、子育て中の自分に戻って保育園へ子どもを迎えに行こうとする女性も少なくないという。

認知症のため、記憶の一部が欠落してしまっているからだ。認知症でない人から見ると、徘徊は目的なく歩き回っているように感じるが、そうではないという。愛知県認知症男性の家族にJR東海が損害賠償を求めた訴訟の地裁判決によると、男性も「東京へ仕事に行く」などとしきりに外出しようとしたとされる。

加藤センター長によると、アルツハイマー病では記憶の欠落（もの忘れ）が避けられない。抜け落ちた記憶を想像で埋めるなどして本人なりに考えた結果が徘徊になっているとはいえ、無理に引き留めるとストレスになり、徘徊が悪化しかねない。

代表的なもので四種類ある認知症のうち、アルツハイマー病は半数以上を占める。多くの認知症の人から話を聞いてきた加藤センター長は「アルツハイマー病の場合、現在の居場所に対する居心地の悪さに起因する可能性が高い」と指摘する。

家族や施設職員の対応では、どのような人生を送ってきたかを知るなどコミュニケーションを深め、介護する人が気安い存在になれば徘徊が減る可能性がある。施設に入所していれば、自宅から家具を持ってくるなど、慣れ親しんだ環境をつくるのも一案という。

前頭側頭型認知症も徘徊の症状が出やすい。

前頭側頭型は認知症の1%程度と少ないが、欲望を抑えられなくなったり、人格が変わったりするのが代表的な症状。もの忘れはあまりなく、欲望のままお気に入りの場所へ向かおうとした結果、徘徊になる。

外出を無理に止めると暴力を振るったりしがちで、「できるだけ逆らわずに、見守った方がいい」と加藤センター長。決まった時間帯やコース、目的地を徘徊する傾向があり、家族がパターンを把握できれば、本人が危険な目に遭わないようにしたり、他人に迷惑を掛けないようにしたりできる可能性がある。

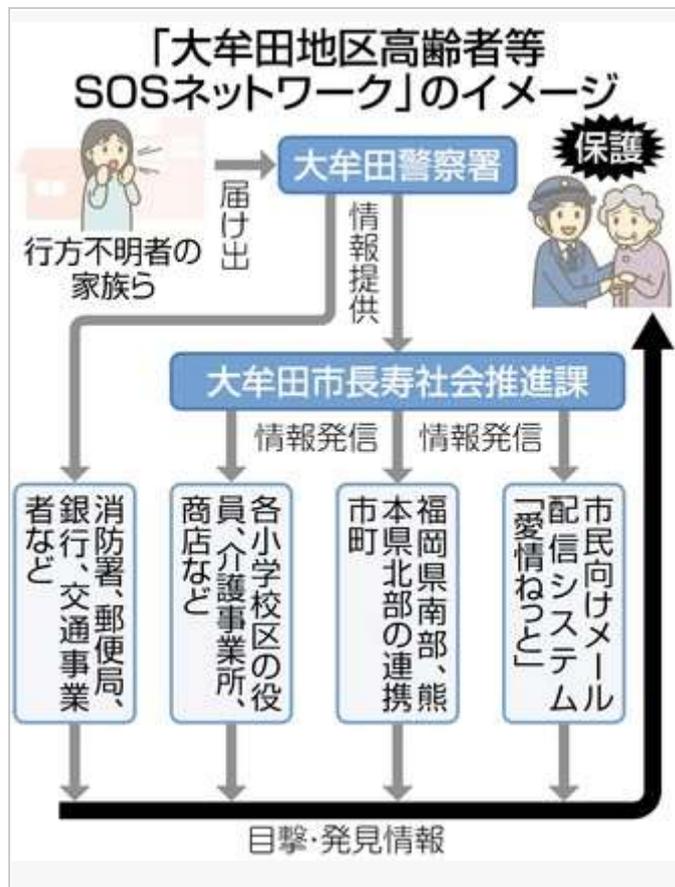
脳梗塞など脳血管障害によって起こる血管性認知症、幻覚が見えるレビー小体型認知症では、徘徊は起こりにくいですが、特徴を把握した上でのケアが欠かせないのは同じだ。

血管性は言葉を理解できたり、できなかつたりと、認知障害がまだらに現れる。自発性が落ち、うつ状態にもなりやすい。レビー小体型は幻覚のほか、動きが緩慢になるパーキンソン症状を併発する。

加藤センター長は「一口に認知症といっても、それぞれ別の病気と違っていいほど違う。議論を呼んだ列車事故が認知症への理解を深めるきっかけになれば」と願う。（諏訪慧）

<考えよう徘徊>(中) 認知症支えるまちに 先進地の福岡・大牟田 模擬訓練の声掛けで成果

2016年3月3日



「どこに行きよんなさつと」。認知症の外出者にふんした女性に、通り掛かった住民が優しく声を掛ける。女性は「わたしゃ、こげん見よるけど、認知症じゃなかばい」と切り返すなど、真に迫った演技を見せた。

福岡県大牟田市で、昨年九月に行われた認知症 SOS ネットワーク 模擬訓練。認知症で外出する役の女性は、徒歩や電車で市内を動き回ったが、訓練開始から約一時間半後に市民により無事発見された。

今回の鉄道事故訴訟を通し、認知症の人を介護する家族や施設関係者の間には「対象者を二十四時間監視し、不用意な外出を防ぐなど絶対に無理」との声が広がった。認知症の人の人権を守り、かつ安全を確保するには一。そんな問いに大牟田市が出した答えが「地域全体で見守る」だった。

日本有数の炭鉱の街として栄えた同市も、今は人口十二万人の34%が六十五歳以上。

高齢化は同規模都市の中で先端を行く。認知症には早くから注目し二〇〇二年、全世帯の意識調査を実施。寄せられた意見を基に▽隣組や小学校区単位のネットワークづくり▽認知症を「隠さない、恥じない」地域全体の意識向上一などの施策を打ち出した。

駿馬（はやめ）南小学校区では〇四年、住民が自主的に認知症の外出者を捜す模擬訓練を始めた。次第に他校区にも広がり、〇七年からは毎年九月に市が主催する行事になった。現在は、市内全域で小学生以上の三千人余が参加する。

実際に行方不明者が発生した際のSOSネットワーク＝図参照＝を使って見つける訓練だが、数十人の外出者役を配して多数の住民に声掛けを経験してもらう校区も。毎年全国から視察が訪れ、同様の訓練に取り組む自治体は今や百カ所以上。大牟田市はいつしか「安心して徘徊（はいかい）できるまち」として知られるようになった。

訓練発祥の地、駿馬南の主婦（68）は「勇気が要る声掛けも訓練で自信がつく。道でしゃがみ込むお年寄りにも声を掛けることができるようになりました」と成果を話す。

「訓練は目的ではありません。認知症をめぐる地域の意識を高めるためのきっかけ」と強調するのは、市長寿社会推進課の木下博文さん（45）。各校区では訓練前に認知症サポーター養成講座を開催しており、そうした機会を通じて認定されたサポーターは延べ約一万五千人。市民八人に一人と圧倒的な割合を誇る。

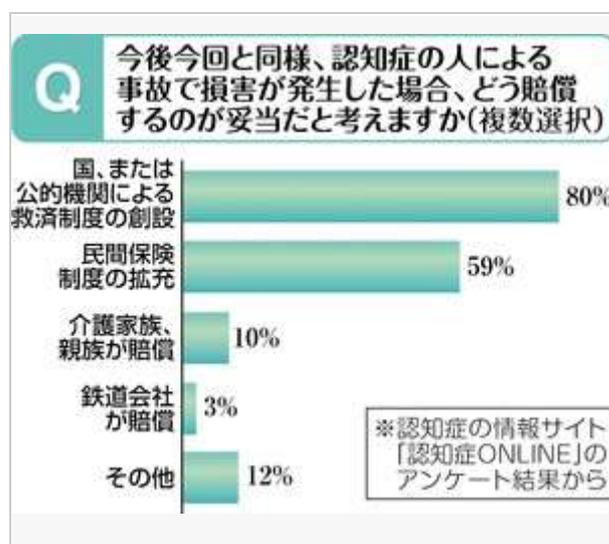
市は訓練以外での人づくりも重視。〇四年度から、小中学校で「認知症絵本教室」を開き、オリジナルの絵本を教材に児童生徒も認知症社会を支える一員であることを教えている。二年間で四百時間に上る独自研修を終えた医療・介護職員らを認知症コーディネーター修了生として、地域や職場で認知症支援の指導者になってもらう仕組みも整う。

市によると、ここ数年大牟田署が受ける市内の高齢者の行方不明届は年間二十件余で、ほとんどが一両日中に発見されている。

大熊由紀子・国際医療福祉大大学院教授は「認知症の症状が現れるのは家族の責任ではなく、社会全体が背負うべき問題。まちぐるみで認知症を包む大牟田市の取り組みは素晴らしい」と評価している。（白鳥龍也）

<考えよう徘徊>(下) 公的な救済制度が必要 どう守る事故被害者

2016年3月4日



「国で在宅介護を推進しているのだから、今回のような場合の救済がないのはおかしい」（五十代女性）

「何らかの共済制度をつくって、被害を救っていくべきでは」（四十代女性）

認知症鉄道事故訴訟の最高裁判決を前に、情報サイト「認知症ONLINE」を運営するウェルクス（東京都）が認知症の人の介護経験がある読者百人に行ったアンケートで寄せられた声だ。

「今後、同様の事故で損害が発生した場合どう賠償するのが妥当か」の問いには「国、または公的機関による救済制度の創設」との回答が八割に上った（複数選択）＝グラフ参照。

家族の監督が困難な場合は賠償責任を認めないとした今回の判決。「認知症の人と家族の会」代表理事の高見国生（くにお）さん（72）は「これで勇躍、認知症の人の介護に当たることができる」と、記者会見で介護家族の喜びを代弁したが、被害回復の方策は残されたまま。高見さんは「事故の被害者がいつもJR東海のような大企業とは限らない」とし、やはり「全額公費での救済制度」を求めた。

具体的にはどんな仕組みが考えられるか。

介護保険制度草創期の厚生労働省老健局長で、大阪大教授を務めた堤修三さん（67）は、地域ぐるみで認知症の人を支えるとの観点に立ち「介護保険の枠組みの中で、市町村が被害者に一定の見舞金を支給する事業を行えるようにするべきだ」と話す。

堤さんによると、見舞金支給方式を提唱するのは「皆が納めた保険料で第三者に対する損害賠償の肩代わりをさせることには無理がある」ため。

労災保険や自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）といった公的な保険は、事業主や自動車の運転者の賠償責任を前提としている。認知症の人の行為による損害の救済をこれに倣うと、家族の賠償責任を一律に前提とすることになりかねず、最高裁判決とも矛盾。「認知症の人は、家族に賠償リスクを負わせる危険な存在との偏見を助長する」と指摘する。保険でない給付制度は、認知症の人と家族の会なども提言する。

今回の訴訟を通じて、そもそも認知症の人たちを事故から守る社会の在り方について「基本法を制定して示すべきだ」との論議も、高齢者支援団体などの間で巻き起こった。

そうした声を受け「認知症者等総合支援基本法」の私案を作成したのが、介護・福祉問題に詳しい外岡（そとおか）潤弁護士（35）。第一条で「認知症者等の人権が十分に保障され、住み慣れた地域社会で平穏な生活を送ることができる環境を整備する」と目的をうたい、国と自治体の責務を掲げる。

国土交通省が、認知症の人が絡む交通事故の統計調査を行った上で、線路や踏切に容易に立ち入れない装置や人員配置、駅員への認知症研修の徹底を鉄道会社に指導するよう求める。

自治体には、認知症の人が行方不明になった際に迅速に発見、保護するネットワークの確立と互いの情報共有を促す。「二〇五〇年までの時限立法とし、関係機関には期限内の積極的な取り組みを求めたい」（外岡弁護士）という。

全国に医療、介護施設を展開する事業者の立場で、基本法整備を訴えてきた湖山（こやま）医療福祉グループの湖山泰成代表（60）は「今回の判決は、新しい認知症社会をつくる出発点。その指針となる憲法のような法律を超党派の議員立法で実現させるよう、国民運動を盛り上げるときだ」と話す。（白鳥龍也）